

# 特別養護老人ホームいなさ園 サービス料金表（令和7年4月改定）

## ● 介護福祉施設サービス費(1日あたり)

※負担割合については市から交付される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

居室区分	要介護度	介護保険給付対象項目(※金額は1割負担の場合)					介護保険給付対象外項目	1日あたりの見込み利用負担額	
		基本サービス費	加算サービス費						
		介護福祉施設サービス費	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)注1	居住費	食費	
多床室	要介護 1	589 円	36 円	16 円	12 円	91 円	915 円	(3食) 1,445 円	3,104 円 2割負担:3,849 円 3割負担:4,593 円
	要介護 2	659 円	36 円	16 円	12 円	101 円	915 円	(3食) 1,445 円	3,184 円 2割負担:4,008 円 3割負担:4,833 円
	要介護 3	732 円	36 円	16 円	12 円	111 円	915 円	(3食) 1,445 円	3,267 円 2割負担:4,175 円 3割負担:5,082 円
	要介護 4	802 円	36 円	16 円	12 円	121 円	915 円	(3食) 1,445 円	3,347 円 2割負担:4,334 円 3割負担:5,322 円
	要介護 5	871 円	36 円	16 円	12 円	131 円	915 円	(3食) 1,445 円	3,426 円 2割負担:4,492 円 3割負担:5,558 円
従来型個室	要介護 1	589 円	36 円	16 円	12 円	91 円	1,231 円	(3食) 1,445 円	3,420 円 2割負担:4,165 円 3割負担:4,909 円
	要介護 2	659 円	36 円	16 円	12 円	101 円	1,231 円	(3食) 1,445 円	3,500 円 2割負担:4,324 円 3割負担:5,149 円
	要介護 3	732 円	36 円	16 円	12 円	111 円	1,231 円	(3食) 1,445 円	3,583 円 2割負担:4,491 円 3割負担:5,398 円
	要介護 4	802 円	36 円	16 円	12 円	121 円	1,231 円	(3食) 1,445 円	3,663 円 2割負担:4,650 円 3割負担:5,638 円
	要介護 5	871 円	36 円	16 円	12 円	131 円	1,231 円	(3食) 1,445 円	3,742 円 2割負担:4,808 円 3割負担:5,874 円

☆ このほか、協力医療機関連携加算(50円/月)、感染症対策向上加算Ⅰ・Ⅱ(15円/月)、科学的介護推進体制加算Ⅱ(50円/月)を算定します。また必要により、個別機能訓練加算Ⅰ(12円/日)・Ⅱ(20円/月)、経口移行加算(28円/日)、療養食加算(6円/1食)などを算定する場合があります(※2割負担の場合はそれぞれの2倍の額、3割負担の場合はそれぞれの3倍の額となります)。

注1 介護職員等処遇改善加算については、基本サービス費と各加算サービス費の、月の総額の14.0%を算定するため、上記金額は概算となります。

☆ 居住費、食費については利用者の世帯の所得に応じて負担の軽減があります(別表参照)。

## «食費と居住費（滞在費）の利用者負担について»（令和6年8月改定）

### ● 食費・居住費（滞在費）の負担限度額（単位：円／日）

所得の状況（※1）		預貯金等の資産の状況（※2）	居住費（滞在費）の負担限度額（円／日）			食費の負担限度額（円／日）	
			ユニット型個室 (みせんの里)	従来型個室 (いなさ園)	多床室 (いなさ園)	施設入所	ショートステイ
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、又は生活保護受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880	380	0	300	300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880	480	430	390	600
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370	880	430	650	1,000
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が年額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370	880	430	1,360	1,300
第4段階	上記以外の人		2,066	1,231	915		1,445

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料となります。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

### ● 負担限度額の認定申請

- ・居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。
- ・市へ認定申請を行ってください。交付された認定証は必ず利用する施設に提示してください。
- ・なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。